

## 【 取得可能な学位 】

◇ 至学館大学学位規程より、該当条文を抜粋。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

② 学士の学位は、次のとおりとする。

| 学部・学科            | 学位の種類         |
|------------------|---------------|
| 健康科学部 健康スポーツ科学科  | 学士 (健康スポーツ科学) |
| 健康科学部 体育科学科      | 学士 (体育科学)     |
| 健康科学部 栄養科学科      | 学士 (栄養科学)     |
| 健康科学部 こども健康・教育学科 | 学士 (こども学)     |

③ 修士の学位は、次のとおりとする。

| 研究科・専攻         | 学位の種類     |
|----------------|-----------|
| 健康科学研究科 健康科学専攻 | 修士 (健康科学) |

◇ 至学館大学短期大学部学位規程より、該当条文を抜粋。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

| 学科   | 学位の種類       |
|------|-------------|
| 体育学科 | 短期大学士 (体育学) |